

令和7年度

瀬戸内市公営企業会計決算審査意見書

瀬戸内市病院事業会計
瀬戸内市水道事業会計
瀬戸内市下水道事業会計

令和8年8月

瀬戸内市監査委員

本意見書は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和7年度瀬戸内市病院事業会計決算、令和7年度瀬戸内市水道事業会計決算及び令和7年度瀬戸内市下水道事業会計決算、並びに各証書類、事業報告書、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第23条で定めるその他の書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和8年8月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫
同 河 本 裕 志

目 次

	ページ
第1 基準に準拠している旨	1
第2 審査の種類	1
第3 審査の対象	1
第4 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5 審査の実施場所及び日程	1
第6 報告等の表現方法	1
第7 審査の結果及び意見	2
1 審査の結果	2
2 意見	2
(1) 各事業会計についての総括意見	2
ア 瀬戸内市病院事業会計	2
イ 瀬戸内市水道事業会計	4
ウ 瀬戸内市下水道事業会計	6
(2) 個別意見	8
ア 各事業会計における経営指標について	8
3 決算の概要	17

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

1 本文及び表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

2 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。

3 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」..... 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」..... 該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」..... 負数

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法第30条第2項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方公営企業法第30条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和7年度瀬戸内市病院事業会計、令和7年度瀬戸内市水道事業会計及び令和7年度瀬戸内市下水道事業会計に係る決算（決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、貸借対照表）、並びに証書類、事業報告書、地方公営企業法施行令第23条で定めるその他の書類（キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書）

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された各事業会計の決算、証書類、事業報告書、その他の書類が、関係法令に準拠して作成されているか、計数等が正確であるか、かつ、予算の執行状況は適正であるかについて、関係部署から提出された決算に係る資料と照合することにより審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和8年5月28日から同年8月16日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算、証書類、事業報告書、その他の書類は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、おおむね適正に表示しているものと認められた。また、予算の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 各事業会計についての総括意見

各事業会計についての総括意見は、次のとおりである。

ア 瀬戸内市病院事業会計

① 意見の背景

令和7年度の病院事業会計の経営成績は、8546万余円の純利益が生じており、令和6年度と比べ大幅に黒字転換したように見えるが、これは、平成26年度から行っていなかった企業債に係る元金償還金への市繰入金の収益化を行い、特別利益に3億5009万余円を計上したためであり、実質の病院の資金としては、キャッシュ・フロー計算書をみると現金及び現金同等物の期末残高は5億8330万余円で、令和6年度と比べると1億4384万余円減少している。

本業の医業収支についてみると、医業収益は、令和6年度と比べ入院収益が4661万余円減少し、外来収益が1847万余円増加しており、医業収益全体では、令和6年度と比べ3092万余円減少している。医業費用は、令和6年度と比べ給与費が7146万余円、経費が1893万余円増加しており、医業費用全体では、令和6年度と比べ9563万余円増加している。結果として、医業損失は4億5420万余円となっており、令和6年度と比べ1億2655万余円損失が増加している。

医業損益に医業外収支を加えた経常損失は2億6153万余円で、令和6年度と比べ2093万余円悪化している。

業務実績についてみると、令和6年度と比べ、一日平均入院患者数は0.5人増加し、一日平均外来患者数は6.1人増加し、病床利用率は0.4ポイント上昇している。

経営判断の指標として、医業収益の中で職員給与費が占める割合である職員給与費対医業収益比率をみると、令和5年度から大きく上昇し67.3%となった令和6年度からさらに上昇し、令和7年度は71.9%となっている。

なお、ここでの比率は、地方公営企業決算状況調査の算定方法に基づく数値を使用しているため、決算書中の経営指標に関する事項の数値とは一致しない場合がある。

② 意見

令和 7 年度の病院事業については、日曜小児科外来の開設等により、外来延患者数が 1287 人増加したことで、外来収益が令和 6 年度と比較して 1847 万余円増加している。しかしながら、入院患者一人当たりの収益が減少したことにより入院収益が減少したこと、処遇改善による人件費の増加や物価の高騰による経費の増加等により医業費用が増加したこと等により、医業収支は黒字とはならず、医業収支比率も昨年度よりも 5.4 ポイント減少し、77.9%となっている。病院事業全体をみても、令和 6 年度、令和 7 年度と大幅に現金及び現金同等物が減少しており、このまま推移すれば数年後には運営資金が尽きる恐れもある。

令和 8 年度の診療報酬改定に伴い、今後収入については増加が見込まれるが、人件費の増加や中東情勢による燃料費の急騰、各種材料費の値上げ等により収入以上に費用が増加している状況を鑑みると、病院事業は依然厳しい状況にある。院内で立ち上げた経営改善対策チームを中心に、収益の安定確保及び費用の削減に向けた具体的な改善策を検討し、市民病院として、地域に必要不可欠な医療を安定的かつ継続的に提供できるよう、経営の健全化を行い、持続可能な事業運営をしていく必要がある。

また、未収金については瀬戸内市私債権等管理条例（令和 4 年条例第 22 号）に基づき、回収見込みのないものは債権放棄を行うなど整理を進めていくことを要望する。

イ 瀬戸内市水道事業会計

① 意見の背景

令和7年度の水道事業会計の経営成績は、11万余円の純利益を確保し、令和6年度と比べ1965万余円の減少となっている。

営業収益についてみると、その大部分を占める給水収益が令和6年度と比べ3114万余円減少したため、営業収益全体では、令和6年度と比べ3236万余円減の7億2459万余円となっている。

営業費用については、令和6年度と比べ原水及び浄水費が202万余円、資産減耗費が618万余円減少したものの、配水及び給水費が1281万余円、業務費が391万余円、総係費が562万余円増加したため、営業費用全体では、令和6年度と比べ2014万余円増の8億9195万余円となっている。結果として、営業損益は、令和6年度と比べ5250万余円増の1億6736万余円の損失となっている。

また、営業外収益は、令和6年度と比べ補助金が9万余円、長期前受金戻入が61万余円、雑収益が387万余円減少したため、営業外収益全体では、令和6年度と比べ234万余円減の1億6387万余円となっている。営業外費用は、令和6年度と比べ支払利息が15万余円増加したため、令和6年度と比べ15万余円増の3174万余円となっている。

また、特別損益は、令和6年度と比べ特別利益が3709万余円皆増し、特別損失が174万余円皆増したため、令和6年度と比べ3534万余円皆増となっている。

業務実績についてみると、年間総配水量は4,273,679m³であり、令和6年度と比べ1.80%減少し、年間有収水量は3,871,790m³で令和6年度と比べ0.19%増加した。

次に、経営判断の指標として、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である有収率、給水収益等の経常収益で維持管理費等をどの程度賄えているかを判断する指標である経常収支比率、給水収益で給水に係る費用をどの程度賄えているかを表す指標である料金回収率、管路の老朽度合いを示す指標である管路経年化率及び管路の更新ペースや状況を把握する指標である管路更新率を審査した。

有収率は、令和6年度と比べ1.80ポイント高い90.60%となっている。経常収支比率は、令和6年度と比べ6.00ポイント低い96.19%となっており、健全経営の水準とされる100%を下回っている。料金回収率は、令和6年度と比べ6.18ポイント低い86.34%となっている。管路経年化率は、令和6年度と比べ1.01ポイント高い34.71%となっており、令和3年度の30.86%から上昇傾向にある。管路更新率は、令和6年度と比べ0.04ポイント低い0.47%となっている。

なお、特別利益（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分）が営業収益と仮定した場合、経常収支比率は、令和6年度と比べ2.35ポイント低い99.84%となり、料金回収率は、令和6年度と比べ2.05ポイント低い90.47%となる。

② 意見

水道事業会計は、1億6736万余円の営業損失が生じ、料金回収率は、令和6年度にわずかに上昇したものの、令和7年度は再び減少に転じた。料金回収率が100%を下回っていることは、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われている状況である。

また、給水人口は令和6年度と比べ0.94%減少しており、今後も減少していくことが見込まれることから、維持管理のあり方や、将来構想を計画的に立てていく必要がある。営業費用では、令和6年度と比べ2014万余円増加しているが、年間総配水量の減少に伴い動力費は減少している。営業外収益は、令和6年度と比べ234万余円減少し、営業外費用は15万余円増加している。結果として、当年度純利益は11万余円となり、令和6年度と比べ1965万余円減少していることから、更なるコスト削減に取り組まなければならない。

また、令和6年度と比べ管路経年化率が1.01ポイント上昇し、管路更新率が0.04ポイント低下していることから、今後、実施予定のA Iによる漏水調査や管路老朽化診断調査などにより管路の状況を的確に把握し、効率的に更新していく必要がある。

最後に、瀬戸内市私債権等管理条例に基づき、長期未収金となっている水道料金及び手数料について、債権放棄を開始したところであるが、未収金を発生させない体制づくりが望まれるところである。

ウ 瀬戸内市下水道事業会計

① 意見の背景

令和7年度の下水道事業会計の経営成績は、2504万余円の純利益となっており、令和6年度と比べ172万余円の増加となっている。

営業収益についてみると、令和6年度と比べ下水道使用料等が423万余円、他事業負担金が59万余円増加しており、営業収益全体では、令和6年度と比べ474万余円増の2億7123万余円となっている。

営業費用については、令和6年度と比べ総係費、終末処理施設管理費、管路管理費、減価償却費が増加し、資産減耗費が減少したことにより、令和6年度と比べ7473万余円増の12億5612万余円となっている。結果として、営業損益は、9億8488万余円の損失となっており、令和6年度と比べ6999万余円損失が増加している。

また、営業外収益は、12億2853万余円となっており、令和6年度と比べ7626万余円の増加となっている。営業外収益の大部分を占めるのは、他会計補助金と長期前受金戻入であり、令和6年度と比べ他会計補助金については6928万余円の増、長期前受金戻入については585万余円の増となっている。

営業外費用は、2億1860万余円となっており、令和6年度と比べ455万余円の増加となっている。営業外費用の大部分を占めるのは、支払利息2億102万余円である。

経営判断の指標のうち、当該年度において、経常収益（使用料収益や一般会計からの繰入金等の収益）で、経常費用（維持管理費や支払利息等の費用）をどの程度賄えているかを表す指標である経常収支比率をみると、令和3年度以降、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに健全経営の基準とされる100%を上回っている。これは、他会計補助金等一般会計からの繰入金の繰入方法の変更が主な要因であり、下水道事業の経営が改善されたとは一概には言えない。

また、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標である経費回収率をみると、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況となっている。

② 意見

令和7年度における下水道事業会計は、依然として多額の企業債の利息を支払っており、その額も昨年度より356万余円増加しており、事業の負担となっている。令和3年度から他会計補助金の繰入方法を変更したため、経常収益が増加し、経常収支比率は向上したものの、今後、管路、施設等が老朽化した場合、一般会計からの繰入金が増加することが予想される。特に基準外繰入金の増加は、市の財政にも大きな負担となっていくこととなる。その対応の一つとして、財源確保のための国の支援の在り方も十分に把握しておく必要がある。

現在、全体計画を見直しているところであるが、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減を検討すると同時に、実現可能な計画を策定し、明確な数値目標を設定するなど、計画的に事業を進めるとともに、今後、国の補助制度や使用料収入の増加が見込めるのかなども含め、長期的な検討を行いつつ、老朽化する管路、設備等の更新経費に充てる財源の確保等、経営を継続していくための分析と検討を行い、事業を運営していく必要がある。

また、未収金のうち回収不能な下水道使用料が増えていることから、貸倒引当金が年々増加しているところであり、水道料金と同時に徴収している下水道使用料については、水道事業と連携を密にし、適切な不納欠損処分を行うとともに、貸倒引当金を増加させ続けることがないよう、要望するものである。

なお、施設管理については、これまでの事後保全から予防保全へと転換を進め、突発的な支出を抑制し、毎年の費用負担を均一化させることで、計画的な予算執行に努めるとの説明を受けたが、業者任せにすることなく、保全が過大となることのないよう、併せて要望するものである。

(2) 個別意見

ア 各事業会計における経営指標について

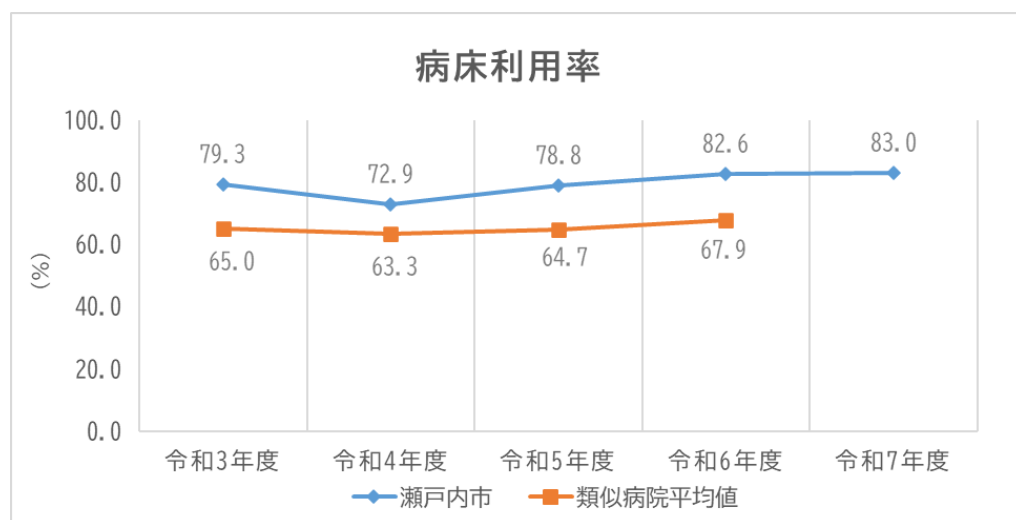
各種の経営指標の中から数個抽出し、各事業会計について経営状況の審査を行った。

①瀬戸内市病院事業会計

病院事業会計については、病床利用率と職員給与費対医業収益比率について、過去5年間の推移、総務省が病床区分及びその病床数等により類似と区分した病院（以下「類似病院」という。）の平均値との比較を行った。

病床利用率は、年延入院患者数を年延病床数で除して得た指標であり、病院の施設が有効に活用されているかを判断する指標となる。病床利用率は、83.0%となっており、新型コロナウイルス感染症が広まる前と同程度の水準まで回復してきている。また、本市は類似病院の平均値よりも高くなっている（図1参照）。

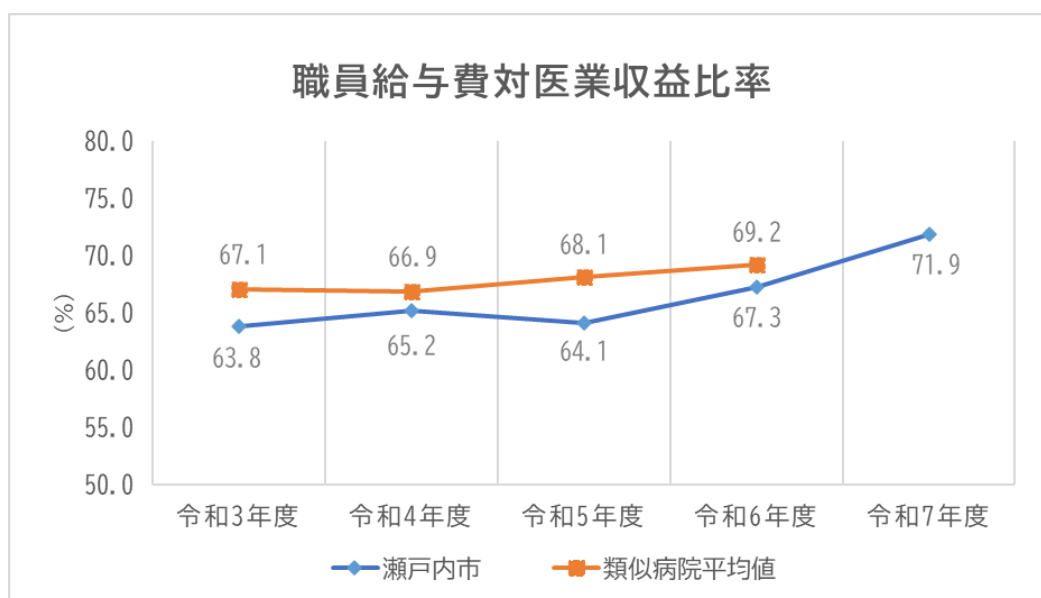
図1 病床利用率の推移



注：類似病院平均値は、総務省経営比較分析表（令和6年度決算）による。なお、令和7年度分の類似病院平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。以下、図2も同様。

職員給与費対医業収益比率とは、職員給与費を医業収益で除した指標であり、医業収益の中で職員給与費が占める割合を示す指標である。職員給与費対医業収益比率は、令和5年度から大きく上昇し67.3%となった令和6年度からさらに上昇し、令和7年度は71.9%となっている。類似病院の平均値と比較すると、令和3年度以降平均値より低い状態で推移している（図2参照）。

図2 職員給与費対医業収益比率の推移



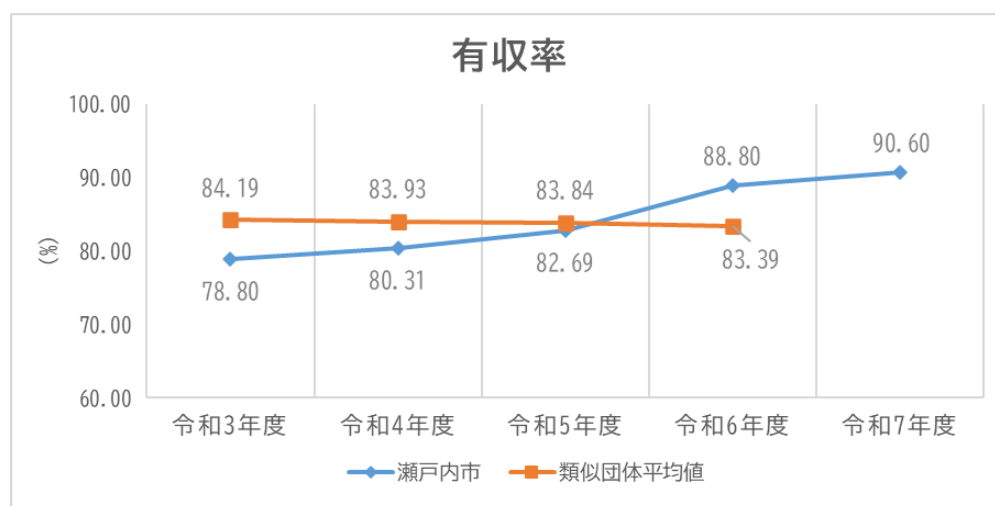
病床利用率と職員給与費対医業収益比率を併せてみると、病床利用率は類似病院の平均値よりも高い状況となっており、職員給与費対医業収益比率は類似病院平均値より低い状況が続いているが、今後も、引き続き病床利用率の拡大を図った上で、診療収入と職員配置等のバランスに注意していく必要がある。

②瀬戸内市水道事業会計

水道事業会計については、有収率、経常収支比率、料金回収率、管路経年化率及び管路更新率について、過去5年間の推移、総務省が給水人口規模により類似とした団体（以下「類似団体」という。）の平均値との比較を行った。

有収率は、年間総有収水量を年間総配水量で除したものであり、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。有収率は、過去最低値であった令和3年度以降は上昇しており、令和6年度の88.80%に対し令和7年度は90.60%と1.80ポイント上昇となった（図3参照）。

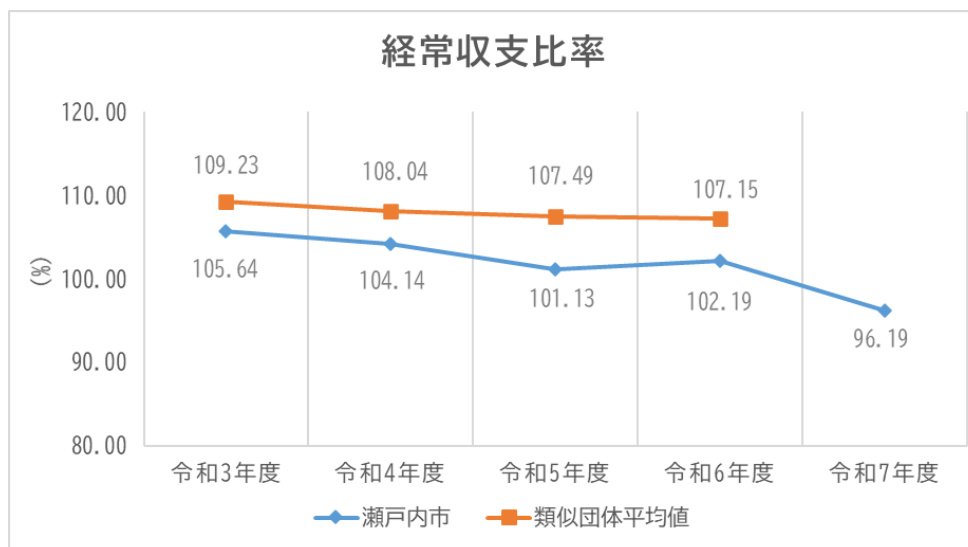
図3 有収率の推移



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和6年度決算）による。なお、令和7年度分の類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。以下、図13まで同様。

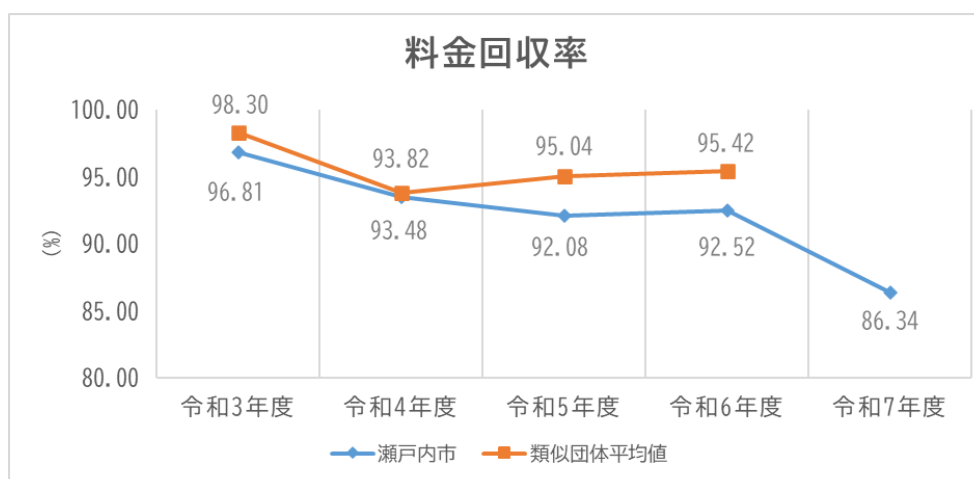
経常収支比率は、経常収益を経常費用で除したものであり、給水収益等の収益で施設等の維持管理費等に係る費用をどの程度賄えているかを示す指標である。経常収支比率は、類似団体の平均値よりも低く、令和3年度の105.64%を最高値に年々下降傾向にあったが、令和6年度に102.19%と上昇したものの、令和7年度は96.19%と6.00ポイント下降している。なお、その他特別利益（物価高騰対応重点支援地方創生交付金）を給水収益と仮定し計算した場合、令和7年度の経常収支比率は99.84%となる（図4参照）。

図4 経常収支比率の推移



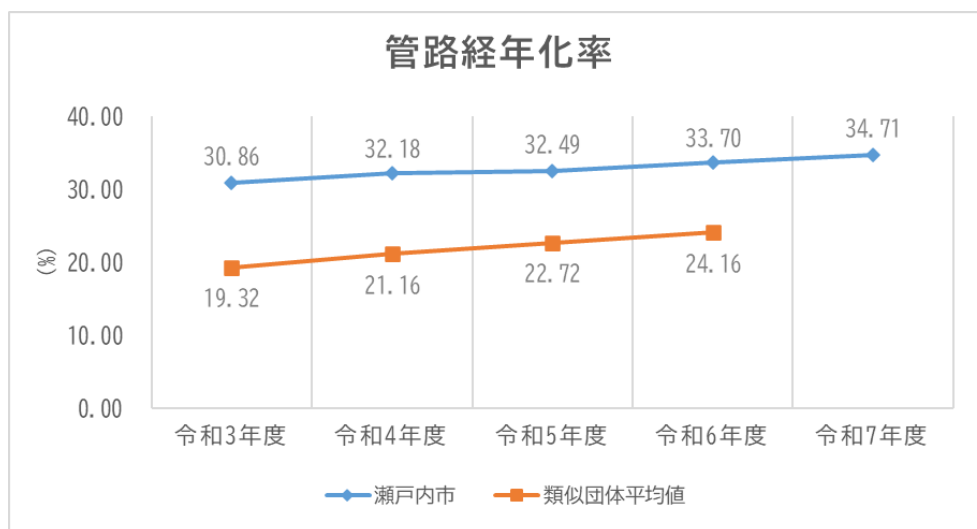
料金回収率は、供給単価を給水原価で除したものであり、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄われているかを示す指標である。料金回収率は年々減少し、令和3年度以降は類似団体の平均値よりも低くなっており、令和6年度に92.52%と上昇したものの、令和7年度は86.34%と6.18ポイント下降している。なお、その他特別利益（物価高騰対応重点支援地方創生交付金）を給水収益と仮定し計算した場合、令和7年度の料金回収率は90.47%となる（図5参照）。

図5 料金回収率の推移



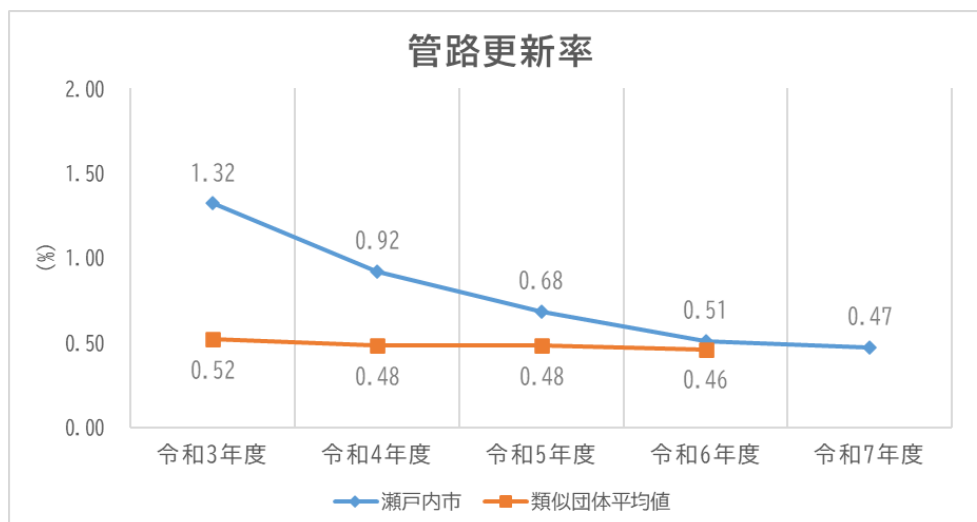
管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長を管路延長で除したものであり、管路の老朽度合いを示す指標である。管路経年化率は、類似団体の平均値よりも高く、令和6年度の33.70%に対し令和7年度は34.71%と1.01ポイント上昇している（図6参照）。

図6 管路経年化率の推移



管路更新率は、管路延長に占める当該年度に更新した管路延長の割合であり、管路の更新ペースや状況を把握する指標である。管路更新率は、類似団体の平均値よりも高く、年度により増減があるものの過去5年間の最高値である令和3年度の1.32%に対し令和7年度は0.47%と0.85ポイント低下している（図7参照）。

図7 管路更新率の推移



③瀬戸内市下水道事業会計

下水道事業会計については、経常収支比率及び経費回収率について、過去5年間の推移、総務省が供用開始後年数等により類似とした団体（以下「類似団体」という。）の平均値との比較を行った。

経常収支比率は、当該年度において、経常収益（料金収益や一般会計からの繰入金等の収益）で、経常費用（維持管理費や支払利息等の費用）をどの程度賄えているかを表す指標である。

特定環境保全公共下水道事業については、類似団体の平均値よりも低く、おおむね65%前後で推移していたが、令和3年度の他会計補助金等の繰入金繰入方法の変更に伴い類似団体平均値と同率程度となり、令和7年度は100.83%であった。農業集落排水事業については、おおむね70%台で推移していたが、令和7年度は104.06%、また、漁業集落排水事業については、おおむね90%台で推移していたが、令和7年度は103.10%となっている。いずれも令和7年度については、一般会計からの繰入金によるものが数値改善のほとんどの要因となっており、それに依存している状況が続いていると言わざるを得ない(図8～図10参照)。

図8 経常収支比率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

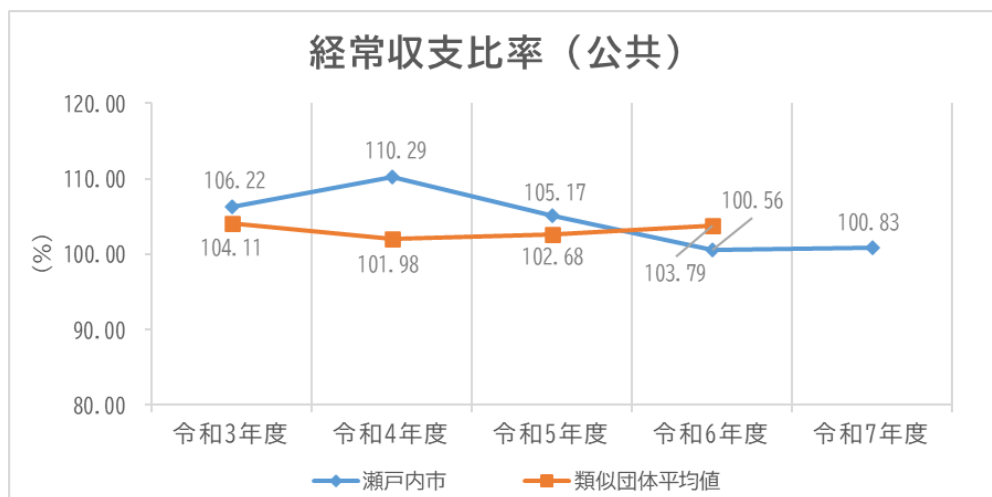


図9 経常収支比率の推移（農業集落排水事業）

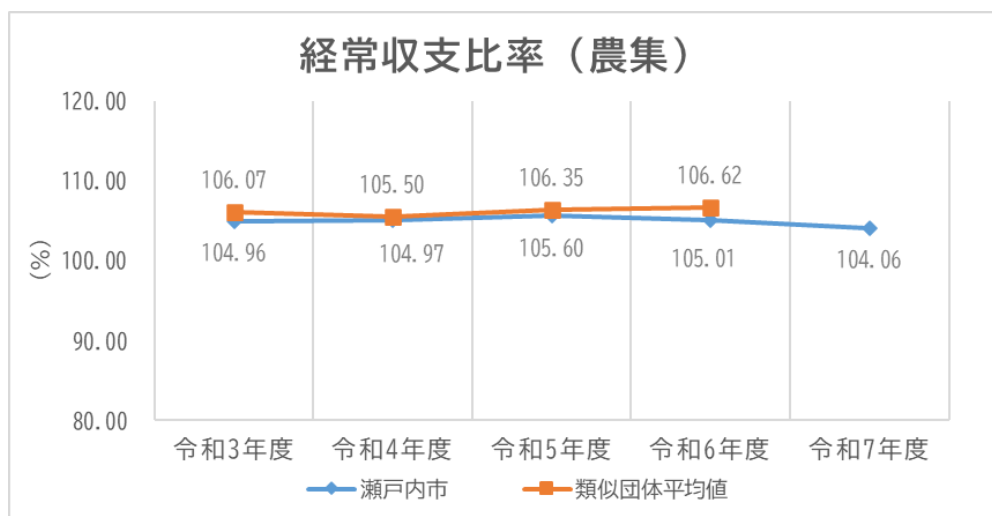
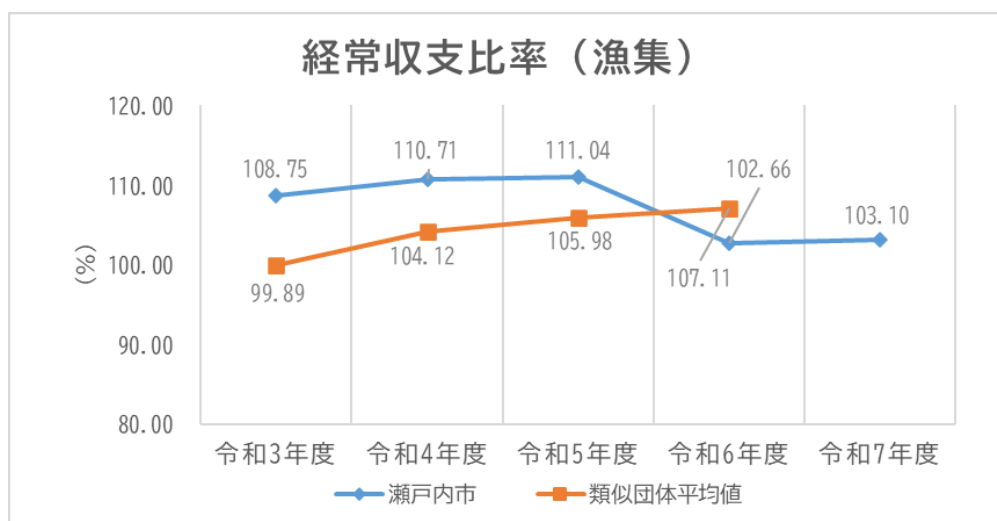


図10 経常収支比率の推移（漁業集落排水事業）



従前の経常収支比率は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに100%を下回っていたが、いずれも令和3年度に100%を上回る率に改善した。これは、経常収益で経常費用を賄えるようになったことを示している。この主な要因は、一般会計からの繰入金によるものであるため、一概に経営改善とは言えない状況にある。

経費回収率は、污水处理費のうち下水道使用料が占める割合であり、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である。

特定環境保全公共下水道事業については、類似団体の平均値よりも高かったが、令和7年度は73.86%であり、類似団体の平均値を下回った。農業集落排水事業については、20%台、また、漁業集落排水事業については、10%台まで下落しており、類似団体の平均値よりも低い推移となっている（図11～図13参照）。

図11 経費回収率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

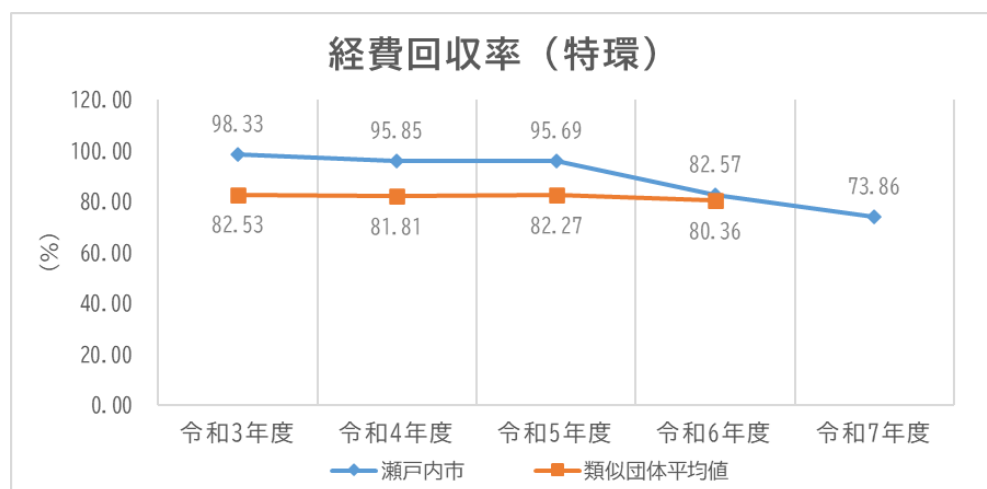


図12 経費回収率の推移（農業集落排水事業）

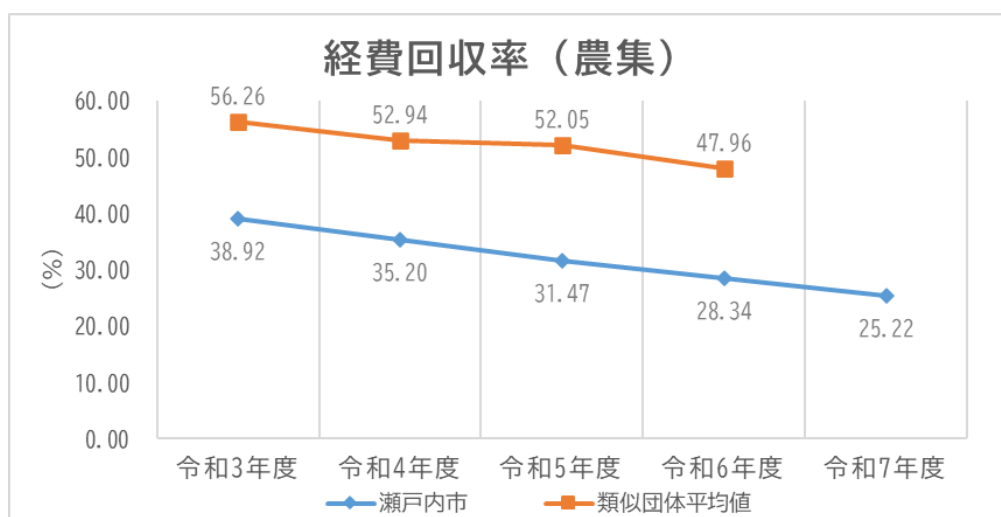
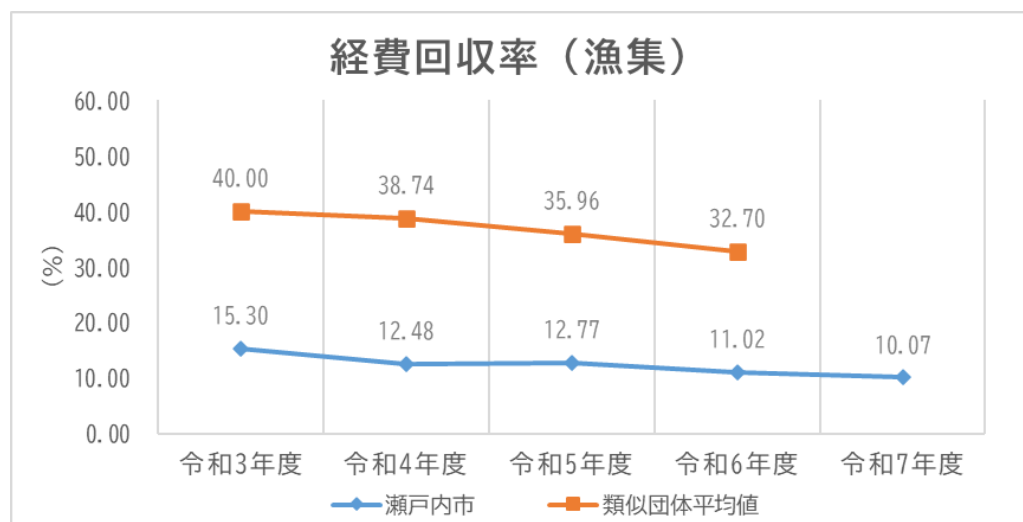


図13 経費回収率の推移（漁業集落排水事業）



経費回収率が、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに100%を下回っていることは、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを示している。

3 決算の概要

令和7年度における各事業会計の経営成績は、病院事業会計が8546万余円の純利益、水道事業会計が11万余円の純利益、下水道事業会計が2504万余円の純利益である。

また、公営企業会計全体では、総資産が453億7844万余円で、前年度末と比較すると4億2821万余円減少している。未処理欠損金は、23億4048万余円で、前年度末と比較すると1億1061万余円減少している。

なお、その他財政状態等の概要は表1のとおりとなっている。

表1 公営企業会計決算状況一覧

(単位：千円)

	病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計	合計	令和6年度	令和5年度
経営成績	収益	1,887,130	888,473	1,499,766	4,275,370	4,156,271
	営業収益	1,603,175	724,597	271,234	2,599,007	2,657,550
	営業外収益	264,127	163,876	1,228,531	1,656,535	1,476,376
	病児病後児保育収益	1,286	-	-	1,286	1,477
	訪問看護収益	18,540	-	-	18,540	20,867
	費用	2,148,667	923,709	1,474,722	4,547,098	4,353,784
	営業費用	2,057,380	891,959	1,256,121	4,205,461	4,014,945
	減価償却費	167,785	435,799	792,011	1,395,596	1,363,094
	営業外費用	61,584	31,749	218,601	311,935	309,744
	病児病後児保育費用	1,222	-	-	1,222	1,413
	訪問看護費用	28,478	-	-	28,478	27,681
	営業損益	△ 454,205	△ 167,362	△ 984,886	△ 1,606,454	△ 1,357,395
	経常損益	△ 261,536	△ 35,235	25,044	△ 271,728	△ 197,513
	特別損益	346,996	35,347	—	382,343	△ 7
	純損益	85,460	111	25,044	110,615	△ 197,520
財政状態	資産	3,569,821	13,630,680	28,177,941	45,378,444	44,950,230
	有形固定資産	2,173,280	12,142,327	27,451,215	41,766,823	41,874,791
	現金・預金	583,308	1,018,534	668,672	2,270,515	2,226,481
	負債	2,647,082	6,516,968	25,206,708	34,370,759	34,382,880
	企業債	1,893,477	3,237,962	14,016,001	19,147,441	19,225,530
	資本	922,739	7,113,712	2,971,233	11,007,684	11,203,391
	資本金	1,683,008	6,849,578	4,641,053	13,173,640	13,442,800
	未処分利益剰余金 (△未処理欠損金)	△ 761,343	90,675	△ 1,669,820	△ 2,340,489	△ 2,451,104
前年度末未処分利益剰余金 (△未処理欠損金)						
	△ 846,804	90,563	△ 1,694,864	△ 2,451,104	△ 2,253,583	△ 2,137,756

- (注) 1 営業の表記は、病院事業においては、医業と読み替える。
2 千円以下の端数は切捨処理しているため、合計額と明細は一致しない。